

働き方改革は進んでいますか？

改正労基法の適用猶予が順次**廃止**されます



Point 1

建設業においても時間外労働の上限について一般則が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、**2024（令和6）年4月1日から建設事業に従事する労働者にも上限規制が適用されます。**

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
建設事業 <small>（この事業における交通誘導警備の業務を含む）</small>	上限規制は適用されない。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 今ここ！ 変わります </div>	・災害の復旧・復興の事業を除き、 上限規制がすべて適用される。 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。

36協定の上限

●原則 | 限度時間

1か月 **45**時間以内

1年 **360**時間以内

- * 1年単位の変形労働時間制は 1か月42時間・1年320時間
- * 時間外労働のみ（休日労働は含まない）

●例外 | 特別条項（限度時間を超える場合）

事業場において通常予見することのできない業務量の大幅な増加等**臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合**

1か月 **100**時間未満 * 時間外労働 + 休日労働

1年 **720**時間以内 * 時間外労働のみ(休日労働は含まない)

原則（限度時間）を上回る**回数**は **年6回**以内

実労働時間の絶対的上限

36協定の内容にかかわらず、絶対に守らなければならない**実労働時間の上限規制**

時間外労働 + 休日労働が
 1か月 **100**時間未満
 2～6か月平均 **80**時間以内

Point 2 時間外労働の割増賃金率が変わります

割増率の不足は法違反です！

現行の割増率

25%

中小企業の適用猶予措置が

2023（令和5）年3月31日に廃止されました。



60時間超

改正後の割増率

25%

50%

60時間を超えた時間外労働に対し、50%以上の割増賃金を支払わねばなりません。



お困りごとはございませんか？ ご相談は①でも②でも承ります。

1

ふくい働き方改革推進支援センター（ご相談ください）



**無料で専門家（社労士）にご相談いただける
ワンストップ支援の相談窓口があります**

（厚生労働省福井労働局委託事業）

人手不足に対応するために
どのようにしたらよいか教えて
ほしい

助成金を活用したいが
利用できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を
上げるにはどうすればよいか



そのお悩み、解決できるかもしれません！

4つの取組をワンストップで支援します。
すべての事業主の方がご利用いただけます。

長時間労働の是正

同一労働同一賃金

生産性向上による
賃金引上げ

人手不足の解消
に向けた雇用管理改善

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問し、
コンサルティングを行います

【相談支援】

電話・メール・来所・オンラインで相談にお答えします

【各種セミナー】

専門家によるセミナーを開催しています

福井市西木田2丁目8-1
福井商工会議所ビル1階

ふくい働き方改革推進支援センター

（受託者：全国社会保険労務士会連合会）

☎ 0120-144-864（通話無料）

fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

受付時間 | 午前9時～午後5時

（土日祝・年末年始を除く）



2

各署の労働時間相談・支援班（ご相談ください）

労働基準監督署の労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明をいたします

立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧に説明します

もちろん

無料です

そもそも労働基準法にはどんな
ルールが定められているの？

☞基本から丁寧に説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☞他社の改善事例をご紹介できるかもしれません

約1,000社以上の企業にご利用いただいております！

最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！

福井労働基準監督署 福井市開発1丁目121番地5

☎ 0776-54-6167

武生労働基準監督署 越前市中央1丁目6番4号

☎ 0778-23-1440

敦賀労働基準監督署 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

☎ 0770-22-0745

大野労働基準監督署 大野市弥生町1番31号

☎ 0779-66-3838

